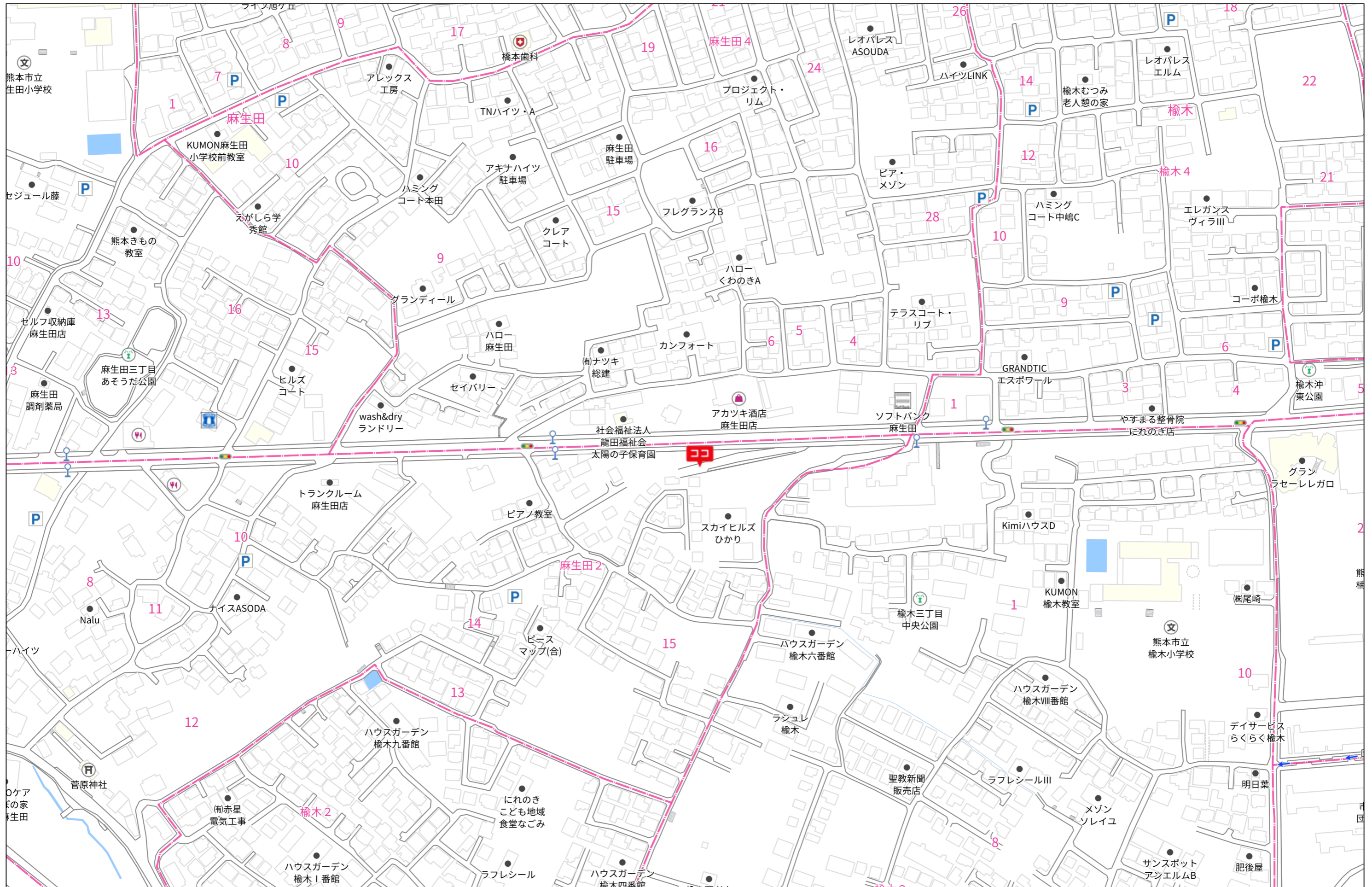


物件概要書

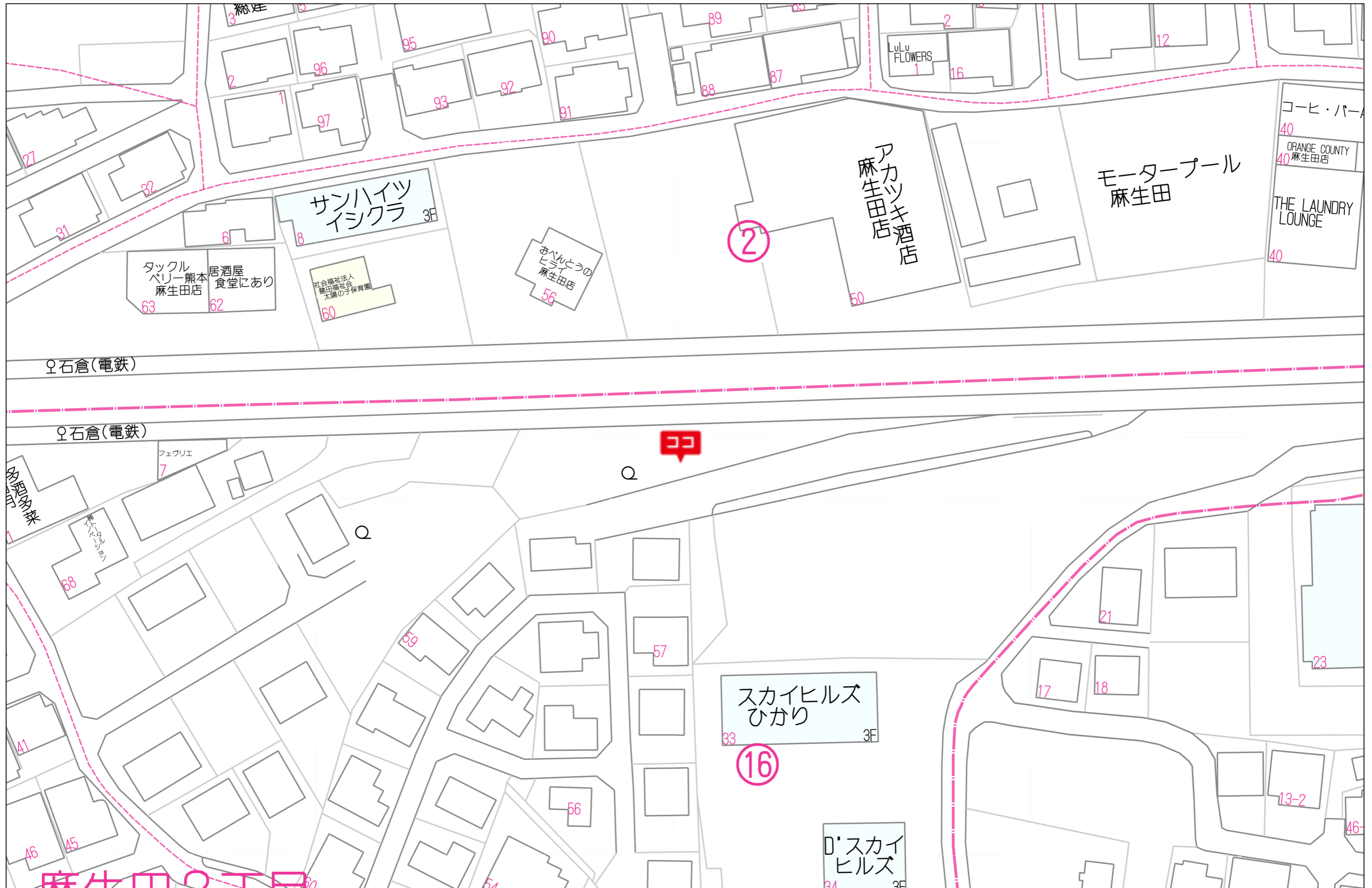
種別	売地
物件名	北区麻生田二丁目 土地
価格	600万円
所在地	熊本市北区麻生田2丁目1588番5、1589番1
交通	熊本電気鉄道 須屋 徒歩27分
土地面積	1,533.00㎡ (463.73坪)
私道負担	無
土地権利	所有権
建物面積	-
築年数	-
都市計画	市街化区域
用途地域	第一種住居専用地域
地目	山林
埋蔵文化財包蔵地	要確認
建ぺい率・容積率	60% ・ 200%
国土法	不要
道路幅員	北側 公道
電気	要確認
ガス	要確認
水道	要確認
汚水・雑排水	要確認
雨水	要確認
引渡し条件	現況
引渡し時期	要 相談
現況	更地
小学校	楡木小学校 約550m
中学校	楠中学校 約700m
取引形態	一般媒介
手数料	33万円(税込)
情報公開日	令和8年4月

《お問合せ》 熊本県知事（12）第2019号
熊本市南区近見八丁目9番85号
新産不動産株式会社
TEL 096-312-5070

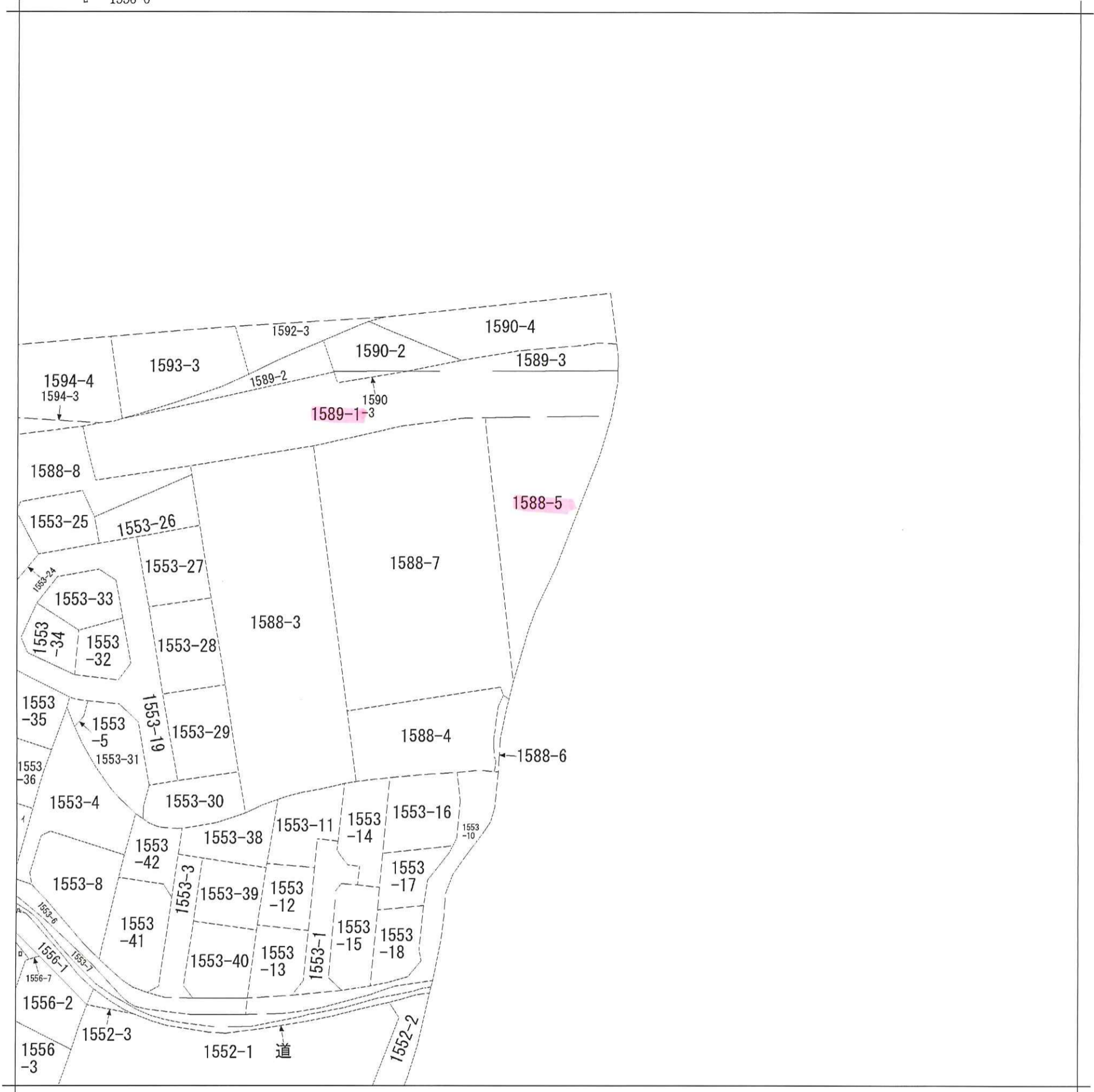


140m

1:2683



イ 1553-37 ハ 道
 □ 1556-6



請求部	所在	熊本市北区麻生田二丁目			地番	1588番5		
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和48年11月5日			備付年月日(原図)	昭和58年12月20日		補事項	方位不明



2025/12/16 20:02 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000073160
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	熊本市清水町大字麻生田字石倉			[余白]	
	熊本市麻生田二丁目			平成11年2月22日変更 平成11年2月23日登記	
	熊本市北区麻生田二丁目			平成24年4月1日区制施行 平成24年8月21日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1588番5	山林	502:	[余白]		
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成8年2月22日	
[余白]	[余白]	522:	:	③錯誤 〔平成10年1月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和10年12月27日 第11872号	原因 昭和10年12月27日売買 所有者 熊本市清水町麻生田1276番地 緒方武重 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年2月22日
2	所有権移転	平成9年12月18日 第39268号	原因 平成9年3月9日相続 所有者 熊本市清水町大字榎木1276番地 緒方忠治
3	所有権移転	平成10年7月27日 第20639号	原因 平成10年5月22日相続 共有者 熊本市新大江三丁目7番11-302号 持分2分の1 緒方昭美 熊本市清水町大字榎木1518番地 2分の1 遠藤明美
付記1号	3番登記名義人表示変更	平成11年3月11日 第7309号	原因 平成11年2月22日住居表示実施 共有者遠藤明美の住所 熊本市榎木二丁目3番44号

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	大正12年3月1日 第1616号	原因 大正12年3月1日設定 債権額 金2,280円 連帯債務者 熊本市清水町麻生田1276番地 緒方武重 熊本市清水町麻生田1462番地 渡邊為次 抵当権者 下益城郡守富村平原1599番地 持分2分の1 榎山新太郎 下益城郡守富村南田尻786番地 2分の1 那須恒 共同担保 目録第37号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番抵当権更正	[余白]	共同担保 目録(注)第6656号 平成9年12月16日熊本地方法務局長の更正許可 平成9年12月16日受付 第38944号により登記
付記2号	1番抵当権更正	[余白]	債務者 物件所有者

			抵当権者那須恒の氏名 那 須 恒 記 平成9年12月17日熊本地方務局長の更正 許可 平成9年12月18日受付 第39275号により登記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日
2	1番抵当権抹消	平成10年1月6日 第123号	原因 平成9年12月19日弁済
3	賃借権設定	平成11年3月11日 第7310号	原因 平成10年8月26日設定 目的 借地借家法第24条の建物所有 借賃 月額金11万3,928円。ただし、1 1年目に従前の賃料の3%、さらに15年目 に3%増額する。 支払期 毎月末日 存続期間 平成10年8月26日から20年 賃借権者 宮崎市大塚町池ノ内1127番地7 株式会社グッデイ
4	抵当権設定	平成11年3月11日 第7311号	原因 平成10年8月26日賃貸借契約の保証 金返還債権の同日設定 債権額 金334万990円 損害金 年14% 連帯債務者 熊本市新大江三丁目7番11-302号 籍方 照 美 熊本市榎木二丁目3番44号 遠 藤 明 美 抵当権者 宮崎市大塚町池ノ内1127番地7 株式会社グッデイ 共同担保 目録(第)1988号
5	3番賃借権抹消	平成24年11月12日 第59303号	原因 平成24年11月12日解除
6	4番抵当権抹消	平成24年11月12日 第59304号	原因 平成24年11月12日解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000073161
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	熊本市清水町大字麻生田字石倉			余白	
	熊本市麻生田二丁目			平成11年2月22日変更 平成11年2月23日登記	
	熊本市北区麻生田二丁目			平成24年4月1日区制施行 平成24年8月21日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1589番	山林	1398:		余白	
1589番1	余白	1147:		①③1589番1、同番2に分筆 〔昭和60年2月7日〕	
余白	余白	1011:		③1589番1、1589番3に分筆 〔昭和60年10月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和4年12月18日 第11796号	原因 昭和4年12月18日売買 所有者 熊本市清水町麻生田1276番地 緒方武重 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日
2	所有権移転	平成9年12月18日 第39268号	原因 平成9年3月9日相続 所有者 熊本市清水町大字榎木1276番地 緒方忠治
3	所有権移転	平成10年7月27日 第20639号	原因 平成10年5月22日相続 共有者 熊本市新大江三丁目7番11-302号 持分2分の1 緒方照美 熊本市清水町大字榎木1518番地 2分の1 遠藤明美
付記1号	3番登記名義人表示変更	平成11年3月11日 第7309号	原因 平成11年2月22日住居表示実施 共有者遠藤明美の住所 熊本市榎木二丁目3番 44号

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	賃借権設定	平成11年3月11日 第7310号	原因 平成10年8月26日設定 目的 借地借家法第24条の建物所有 借賃 月額金22万171円。ただし、11年 目に従前の賃料の3%、さらに15年目に3 %増額する。 支払期 毎月末日 存続期間 平成10年8月26日から20年 賃借権者 宮崎市大塚町池ノ内1127番地7 株 式 会 社 グ ッ デ イ
2	抵当権設定	平成11年3月11日 第7311号	原因 平成10年8月26日賃貸借契約の保証 金返還債権の同日設定 債権額 金334万990円 損害金 年14% 連帯債務者 熊本市新大江三丁目7番11-302号 緒方照美 熊本市榎木二丁目3番44号 遠藤明美 抵当権者 宮崎市大塚町池ノ内1127番地7 株 式 会 社 グ ッ デ イ

			共同担保 目録(第)第1988号
3	1番賃借権抹消	平成24年11月12日 第59303号	原因 平成24年11月12日解除
4	2番抵当権抹消	平成24年11月12日 第59304号	原因 平成24年11月12日解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。